



# 年末年始ごみ収集のお知らせ

- ◎年末年始のごみ収集は、ごみ出し曜日等の一部が変更になっていますので、ご確認ください。  
年始のごみ収集は1月6日（月）からです。詳細については下記をご覧ください。
- ◎ごみは決められた曜日の**朝8時まで**に出してください。

## 燃やせるごみ

○印で囲んだ日が収集する日です。×印の日は収集しません。  
古紙（新聞・雑誌・段ボール等）は■で色付けした日に出してください。

### 月・木曜日の地域

平成25年12月							平成26年1月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
22	23	24	25	26	27	28				1	2	3	4
29	30	31					5	6	7	8	9	10	11

年末は29日（日）が最後、年始は6日（月）が最初です。

### 火・金曜日の地域

平成25年12月							平成26年1月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
22	23	24	25	26	27	28				1	2	3	4
29	30	31					5	6	7	8	9	10	11

年末は30日（月）が最後、年始は7日（火）が最初です。

## 燃やせないごみ・資源ごみ・プラスチック製容器包装

○印で囲んだ日が収集する日です。  
×印の日は収集しません。

### 水曜日の地域

平成25年12月							平成26年1月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
22	23	24	25	26	27	28				1	2	3	4
29	30	31					5	6	7	8	9	10	11

年末は28日（土）が最後、年始は8日（水）が最初です。

### 木曜日の地域

平成25年12月							平成26年1月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
22	23	24	25	26	27	28				1	2	3	4
29	30	31					5	6	7	8	9	10	11

年末は29日（日）が最後、年始は9日（木）が最初です。

### 金曜日の地域

平成25年12月							平成26年1月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
22	23	24	25	26	27	28				1	2	3	4
29	30	31					5	6	7	8	9	10	11

年末は30日（月）が最後、年始は10日（金）が最初です。

## 粗大ごみ

※年内収集を希望される方は、お早めにお申し込みを!!  
※申込み後、ステッカーを金融機関（銀行、郵便局等）で購入していただきます。

年末年始の粗大ごみの申込みは次のとおりです。

- 年末の受付最終日 12月27日（金） 午後4時15分まで
  - 年始の受付開始日 1月6日（月） 午前8時00分から
  - 申込電話番号
- |       |                     |              |
|-------|---------------------|--------------|
| 旧長崎市  | <b>844-4599</b>     | （クリーンながさき）   |
| 香焼地区  | <b>850-2270</b>     | （ひかり運送）      |
| 伊王島地区 | <b>848-9645</b>     | （福島清掃）       |
| 高島地区  | <b>896-2050</b>     | （西部建設機高島出張所） |
| 野母崎地区 | <b>834-8200</b>     | （長崎市野母崎振興公社） |
| 外海地区  | <b>0959-24-0144</b> | （クリーン外海）     |
| 池島地区  | <b>0959-26-0074</b> | （松島電機製作所）    |
| 三和地区  | <b>892-2350</b>     | （森田清掃）       |
| 琴海地区  | <b>885-2035</b>     | （琴海環境保全）     |

## 搬入ごみ

東工場、三京クリーンランド及び高島工場へ直接ごみを搬入する場合には「搬入券」が必要ですので、年内に搬入を希望される方は、**12月27日（金）までに**搬入券の交付を受けて下さい。

- 搬入券
  - 年末の受付最終日 12月27日（金）午後5時30分まで
  - 年始の受付開始日 1月6日（月）午前8時45分から
  - 申請場所 廃棄物対策課（市役所別館4階）各支所（滑石事務所を除く）、各行政センター
- 搬入日
  - 年末の搬入最終日
    - 東工場 12月31日（火）正午まで
    - 三京クリーンランド 12月30日（月）午後5時まで
    - 高島工場 12月30日（月）午後5時まで
  - 年始の搬入開始日 1月4日（土）から各施設通常どおり

お問い合わせは、お近くの環境センターまたは、受託業者までお尋ねください。（合併地区については、上記「粗大ごみ」欄参照。）

中央環境センター	☎846-7374
東部環境センター	☎830-2137
茂木清掃（深堀、田上、ダイヤランド3・4丁目）	☎836-2327
大串清掃（茂木、小ヶ倉、ダイヤランド1・2丁目）	☎836-2633
式見清掃（式見、小江原1・3～5丁目、柿泊、手熊）	☎841-0089
岩崎清掃（三重、京泊、畷刈、鳴見）	☎850-1596
環境産業（新大工、浜町、上小島）	☎839-5353

コンフォート・ミンティ（元船、桜町、館内、川上）	☎865-6994
カワイテック（大浦、戸町、大山）	☎836-3581
アスカ環境（立山、江平、三原1丁目）	☎895-9433
西日本ビルサービス（銭座、川口、中園）	☎827-7100
中央環境（赤迫、滑石、横尾）	☎884-1001
海野清掃産業（住吉、女の都、川平）	☎836-0120

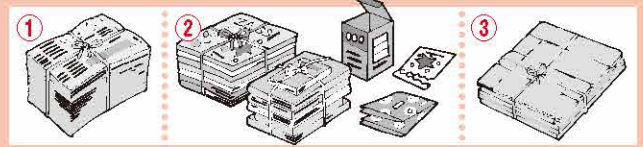
# 古紙の出し方・紙ごみの減量について

年末の大掃除で古本、古新聞やお歳暮の紙包みなど、大量に古紙類が出ると思います。そこで、古紙類の出し方や紙ごみの減量について、確認してみましょう。

## POINT 1

### 種類ごとにひもでしばって出して下さい

古紙類は①新聞紙・折込チラシ ②本・雑誌・紙箱・紙袋・包装紙・紙パック ③段ボールの種類ごとにひもでしばって出して下さい。



古紙類は「燃やせるごみ」の日の最初の曜日に出して下さい。ただし、年末年始は異なります。

また、**集団回収活動**を行っている自治会等の団体がありますので、団体のルールに従って、集団回収活動へのご協力をお願いいたします。

## POINT 2

### 古紙に出せるもの

名刺くらいの大きさがあれば、古紙としてリサイクルできます。



本などにはさんで、ひもでしばって出して下さい。



## POINT 3

### 古紙に出せないもの

写真用紙や、カーボン紙、レシートなどの**感熱紙**は古紙として出すことができませんので、「燃やせるごみ」の袋に入れて出して下さい。



## 紙ごみを減らそう!!

年末にお歳暮を買われる方も多いと思います。紙袋を断り、簡易包装にしてもらうことで、紙ごみを減らすことができます。

**Refuse 断る!**  
(リフューズ)



# カセットボンベ・スプレー缶の出し方について

これから寒くなり、鍋料理でカセットボンベを使用する機会が増えてくると思います。そこで、カセットボンベやスプレー缶の正しい出し方を確認してみましょう。

## POINT 1

### 中身を使い切ってください。

カセットコンロについては、コンクリート等の固い地面の上に押し付ける。スプレー缶については、新聞紙や雑巾等にふきつける等の方法で中身を出し切ってください。



中身を出したら、振って中身がないことを確認しましょう。音がしなければOKです。

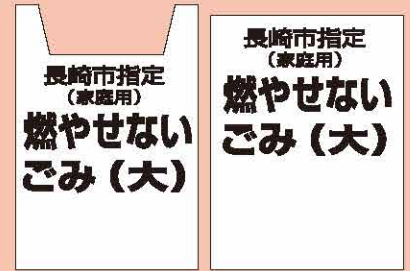
## POINT 2

### 穴をあけて「燃やせないごみ」へ

中身が入ったままだと収集車の中で破裂して、車両火災の原因になります。



水中で行うと安全です。



**これらの作業は火の気のない、風通しの良い屋外で行ってください!!**

# 野焼きは原則禁止されています

廃棄物の処理及び清掃に関する法律  
(野焼きの禁止) 法第16条の2



## ～ 例外規定とは ～

### 法施行令第14条

法第16条の2第3号の政令で定める廃棄物の焼却は、次のとおりとする。

- △ 国や地方公共団体が施設の管理のために行うもの。
- △ 災害の予防、応急対策又は復旧のためのもの。
- △ 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うためのもの。
- △ 農業、林業又は漁業を営むためやむを得ないもの。
- △ たき火その他日常生活を営む上で通常行われるものであって軽微なもの。

(注)「例外規定でも、煙等の苦情があった場合は、行政指導の対象となります。」

### (罰則第25条の15)

法第16条の2の規定に違反して、廃棄物を焼却した者は、5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

## 消防局からのお知らせ

# 「そのたき火、ちょっと待った!!」

毎年、たき火による火災が出火原因の上位となっています。たき火は、燃えやすいものの近くで行うことは禁止されています。また、空気が乾燥している時や風の強いときなどは、絶対に行わないようにしましょう。



### たき火による火災事例(長崎市)

- 1 敷地内でごみを焼却していたところ、火の粉が風にあおられて、建物の外壁及び軒裏に飛散し、建物に燃え移ったもの。
- 2 枯れ草を焼却中にその場を離れたため、付近の雑草に燃え広がったもの。



【お問い合わせ】長崎市役所

Tel 822-8888 (代表)